

こ かにいそうだんしつ き
子ども家庭相談室に来てくださった

あなたへ



こうえきしゃだんほうじん こ じょうほうけんきゅう
公益社団法人 子ども情報研究センター

こ かにいそうだんしつ
子ども家庭相談室

こんにちは。今日はよく相談にきてくださいました。「子ども家庭相談室」がどんなところが説明します。

★あなたが、イヤ、悲しい、つらい、しんどいと感じたときに、その気持ちを話せるところです。

★あなたは、この世界に一人しかいない、とても大切な人です。

★イヤ、悲しい、つらい、しんどいと感じるときは、あなたのこころと体が傷ついているときです。

★あなたが自分のことを大切だと思えなくなってしまっているときです。

★いやなことがあったとき、自分が大切にされていなく感じたときには、人は誰かに助けを求めることができます。

★人はどうしたらいいかわからなくなったり、
つらいときには、助けを求めていいのです。

★あなたは、学校や家で、先生や友だち、親から大切に
されていないと感じるときがありますか？

☆たとえば、友だちからいやなことを言われる。
たたかれる。物を隠される。仲間はずれにされる。

☆親から暴力を受ける。ひどい扱いを受ける。
ほったらかしにされる。期待されすぎる。
ご飯を食べさせてもらえない。

☆先生から殴られる。いやなことを言われる。
セクシュアル・ハラスメント（いやなさわり方を
される）を受ける。

これらの行為は許せないことです。
がまんしないで助けを求めてください。

★イヤ、こわい、しんどい、^{かな}悲^きしい^も気持ちは、
あなたの^{からだ}こころと^{エスオーエス}体のSOSです。

★そんなときは、あなたのまわりにいる^{はなし}話をきいて
くれる人（^{ひと}友だち、^{とも}先生、^{せんせい}親）に^{おや}助けを^{たす}求めて^{もと}くだ
さい。

★「^こ子ども^{かていそうだんしつ}家庭相談室」も^{はなし}話をきくことができます。

★まずは、^みどんなことがあなたの^み身におきたのか、
^{はな}話してください。

「^こ子ども^{かていそうだんしつ}家庭相談室」は、あなたと^{いっしょ}一緒に^{かんが}考えま
す。

★^{そうだんいん}相談員は、^{せんせい}先生や^{いしや}お医者さんではありません。
^こ子どもの^{けんり}権利を^{まも}守ることについて^{べんきやう}勉強している
^こ子ども^{じょうほうけんきゆう}情報研究センターという^{みんかん}民間^{だんたい}団体の
スタッフです。

★あなたは悪くありません。

★あなたの話を信じます。

★秘密を守ります。

☆イヤ、悲しい、つらい、しんどいって感じていいよ。

◇イヤだと感じるあなたは悪くない。

◇イヤだってなかなか言えないあなたは悪くない。

◇子どもがイヤだと言うには勇気がいる。

◇子どもがイヤだって言っても、きいてくれないおとながいる。

◇「子ども家庭相談室」はあなたのイヤをきいて、あなたと一緒にイヤを伝える方法を考えます

おおさかふきょういくいんかい
大阪府教育委員会

がっこう じどう せいと ひがいしゅきゅうさい
学校における児童・生徒のための「被害者救済システム」
について

がっこう せんせい
学校でおきるいじめ、先生からのセクシュアル・
ハラメント（いやなさわられかた）や体罰は、
あなたのごころと からだ きず こうい
あなたのこころと 体 を傷つける行為です。

おとなは、あなたの身みにこのようなことがおきない
ようにしなければなりません。

このしくみは、がっこう せんせい からだ きず
このしくみは、学校であなごころと 体 が傷つ
けられたとき、あなたが誰だれにも言えずにしんどくな
ったり、「助けて」と声こえを上げても信じてもらえな
かったり、責められてつらい思おもいをしたり、死しにたい
くらいしんどくなったりしないようにするものです。

こ こどもそうだんしつ はなし
「子ども家庭相談室」は、そのあなたみの話 をきく
ところでは、あなたきもの身におきたこと、あなたの気持
ち、あなたがどうしたいと考かんがえているか、あなたの
ねが
願ねがいをきかせてください。

あなたの願ねがいはなんですか。一いっしょ緒かんがに考かんがえましょ。あなねがたの願ねがいを教きょう育いく委い員いん会かいに伝つたえます。

こ かていそうだんしつ
子ども家庭相談室

でんわ はな
●電話で話すとき

こ せんようむりょうでんわ
子ども専用無料電話 0120-928-704

げつ か もく じ じ
～月・火・木 あさ 10時からよる 8時まで～

しゅくじつ ねんまつねんし
祝日、年末年始はおやすみ

そうだんりょう むりょう
※相談料は無料です。

こ ひとり く
※子どもは一人で来ることができます。

とも おや せんせい く
友だちや親、先生と来することもできます。

く
おとなだけ来することもできます。

「子どもの権利条約」

「子どもの権利条約」は世界中のすべての子どもの権利を守るための約束です。1989年、国際連合の総会で参加した国がみんな賛成して生まれました。

日本は、1994年に日本の法律とすることを決めて、これを大切を守ることを約束しました。全部で54か条あります。その中から一部紹介します。

- みんな一人ひとりちがっていてあたりまえ。ちがっているからといって、差別されません。
- おとなの人はどうすれば子どもにとって、一番いいかをよく考えて行動しなければなりません。
- なによりも命が大切です。
- 子どもだって、自分の気持ちや意見を言う権利、きいてもらう権利があります。
- どんなかたちでも、子どもに暴力をふるってはいけません。

こうえきしゃだんほうじん こ じょうほうけんきゅう
公益社団法人 子ども情報研究センター

〒552-0001

おおさかしみなとくなみよけ エイアールシー かい
大阪市港区波除4-1-37 HRCビル 5階

でんわ ファックス
TEL06-4708-7087 FAX06-6577-1893

ホームページ <http://www.kojoken.jp/>